

東京都小笠原諸島生活再建資金貸付金一覧表

(令和2年4月時点)

| 資金の種類 | 資金の種目 | 貸付目的 | 償還期間 (据置期間含む。) | 据置期間 | 貸付利率 | 償還方法 | 貸付限度額 | 貸付金の交付時期 |
|-------|-----------|------------------------------|-------------------------|--------------------------|------|---|--|--|
| 農業資金 | 農業用施設資金 | 農舎堆肥舎畜舎等の農業施設 | 10年以内 | 2年以内 | 0.1% | 元金均等年賦償還 又は 元金均等半年賦償還 又は 元金均等月賦償還 | 300万円 | 貸付対象物取得等完了後。ただし、貸付対象物に係る契約（以下単に「契約」という。）締結後、貸付決定額の半額を限度として交付することがある。 |
| | 家畜導入資金 | 家畜又はこれに準ずるもの | 5年以内 | 1年以内 | | | 50万円 | 契約締結後 |
| | 農業用機器購入資金 | 耕うん整地用器具、運搬用器具病害虫防器具農業用等の除器具 | 6年以内 | 1年以内 | | | 150万円 | 同上 |
| | 植栽・種苗導入資金 | 柑橘、マンゴー等の永年性果樹又は新品種苗等 | 15年以内 | 6年以内 (新品種苗等にあつては3年以内) | | | 50万円 | 同上 |
| | 農業経営資金 | 農業経営の開始又は拡張 | 3年以内 | 1年以内 | | | 150万円 | 承諾書（第五条第二項の承諾書をいう。以下同じ。）提出後 |
| 漁業資金 | 漁船等整備資金 | 漁船及び漁船用機器 | 15年以内 (木造にあつては10年以内) | 3年以内 | 0.1% | 元金均等年賦償還 又は 元金均等半年賦償還 又は 元金均等月賦償還 | 5トン未満の場合 1,400万円 5トン以上の場合 2,100万円 | 貸付対象物取得等完了後。ただし、契約締結後、貸付決定額の半額を限度として交付することがある。 |
| | | 漁船用機器 | 7年以内 | 2年以内 | | | 300万円 | 契約締結後 |
| | 養殖施設等整備資金 | 養殖施設 | 10年以内 | 2年以内 | | | 400万円 | 同上 |
| | | 処理加工施設 | 10年以内 | 2年以内 | | | 150万円 | 同上 |
| | 漁具等整備資金 | 漁具又は漁網 | 5年以内 | 2年以内 | | | 300万円 | 同上 |
| | 漁業経営資金 | 漁業経営の開始又は拡張 | 3年以内 | 1年以内 | | | 200万円 | 承諾書提出後 |

| 資金の種類 | 資金の種目 | 貸付目的 | 償還期間 (据置期間含む。) | 据置期間 | 貸付利率 | 償還方法 | 貸付限度額 | 貸付金の交付時期 |
|-----------------------|------------------|------------------|-----------------------------|------|------------------------------|---|--|--|
| 商 工 業 資 金 | 商工業設備 資金 | 商工業用設備 又は機具 | 7年以内 | 1年以内 | 0.71 % | 元金均等年賦償還 又は 元金均等半年賦償還 又は 元金均等月賦償還 | 1,500万円 | 契約締結後 |
| | 店舗整備 資金 | 店 舗 | 10年以内 | 2年以内 | | | 1,500万円 (民宿経営の場合 8,000万円) | 貸付対象物取得等完了後。 ただし、契約締結後、貸付決 定額の半額を限度として交 付することがある。 |
| | 商工業経営 資金 | 商工業経営の開始又は 拡張 | 7年以内 | 1年以内 | | | 1,500万円 | 承諾書提出後 |
| 住 宅 資 金 | 住 宅 資 金 | 住宅及び住宅 用地 | 25年以内 (木造にあっては18 年以内) | 1年以内 | 1.19 % | 元金均等年賦償還 又は 元金均等半年賦償還 又は 元金均等月賦償還 | 8,000万円以下 で建設費または購入 価格の100%以内 (非住宅部分の工事 費を除く。) | 貸付対象物取得等完了後。 ただし、契約締結後、貸付決 定額の半額を限度として交 付することがある。 |
| 生 活 資 金 | 生 活 資 金 | 当座の 生計の維持 | 5年以内 | 1年以内 | 0.4 % (据置期間中 は無利子) | 元金均等年賦償還 又は 元金均等半年賦償還 又は 元金均等月賦償還 | 月額1人 20,000円 専業農家12月分 その他 6月分 | 承諾書提出後、別に知事の 定める時期 |

備考

- 貸付目的ごとの1世帯（商工業資金にあっては、第3条第1項に規定する法人を世帯とみなす。以下同じ。）当たりの貸付金の最高限度額は、それぞれ本表の貸付限度額に定める額とする。
- 資金の種類ごとの1世帯当たりの貸付金の最高限度額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 農業資金 450 万円
 - (2) 漁業資金 600 万円 (5 トン未満の漁船取得を目的とする漁業等整備資金を含む場合にあつては 1,900 万円、5 トン以上の漁船取得を目的とする漁業等整備資金を含む場合にあつては 2,600 万円)
 - (3) 商工業資金 4,500 万円 (民宿経営の場合の店舗整備資金を含む場合にあつては 1 億 1,000 万円)
 - (4) 住宅資金 8,000 万円
- 3 2 種類以上の資金の種類を組み合わせた場合の 1 世帯当たりの貸付金の総額の最高限度額は、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、当該各号の 2 以上に該当するときの 1 世帯当たりの貸付金の総額の最高限度額は、当該各号に定める額のうち最も高い額とする。
- (1) 農業資金を含む場合 450 万円
 - (2) 漁業資金を含む場合 600 万円 (5 トン未満の漁船取得を目的とする漁業等整備資金を含む場合にあつては 2,350 万円、漁業資金のうち 5 トン以上の漁船取得を目的とする漁業等整備資金を含む場合にあつては 3,050 万円)
 - (3) 商工業資金を含む場合 4,500 万円 (民宿経営の場合の店舗整備資金を含む場合にあつては 1 億 1,000 万円)
 - (4) 住宅資金を含む場合 8,000 万円
- 4 1 世帯に対する貸付目的ごとの貸付金の額は、1 件につき 10 万円を下らないものとする。ただし、生活資金については、この限りでない。